

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月23日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 マダイ育成業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和7年2月10日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 管理部門管理課  
電話 045-788-7091  
FAX 045-788-5001
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「マダイ育成業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「マダイ育成業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年10月30日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。  
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付

け、同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所  
令和6年11月7日 14時00分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
令和6年11月7日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要。
- (5) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約について

は原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちますので、ご了承ください。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:[https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge\\_requestnote\\_contract2.pdf](https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 マダイ育成業務
2. 業務目的 当所が指定する条件に従って、希望するサイズのマダイを育成することを目的とする。
3. 納品場所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 横浜庁舎
4. 業務期限 令和7年2月10日
5. 業務内容
  - 1) 育成魚の入手  
健康なマダイを育成開始までに体重の総量で最低70kg、最低350尾入手すること。なお、水温や給餌量等による成長率を考慮し、入手するマダイは、当所が希望する以下3) 育成魚の健康管理 における取り上げ時の体重総重量及び個体平均体重が確保出来る尾数とすること。
  - 2) 飼料等の給餌  
給餌する飼料は当所より支給する。数量は300kg、納品形態は1袋20kg×15袋。なお、飼料の追加支給は行わない。全飼料を使用した際には、担当職員に相談した上で給餌を中止すること。給餌は毎日定時（おおむね2時間以内の範囲）に飽食量を給餌し、給餌量を記録すること。給餌回数は2回/日とする。ただし、当所の指示により給餌回数、給餌量を減少させることがある。詳細については契約後、担当職員と打ち合わせを行うこと。  
支給した飼料以外のものを給餌しないこと。  
支給飼料が残存した場合には、残存量を測定し、担当職員に報告、了承を得た上で廃棄すること。なお廃棄に要する経費については請負者が負担すること。
  - 3) 育成魚の健康管理  
育成期間は2.5ヶ月以上とし、取り上げ時の体重の総量が100kg程度になるように、さらに個体の平均体重が400g程度までに育成すること。  
病気等が発生した場合には担当職員へ報告し、適切に対応すること。魚病薬等を投入する場合は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（いわゆる薬機法）を遵守して育成すること。なお、水質、海水温の変化や摂食量の減少等によりこの体重総量または平均体重を満たせないことが確認された場合は、速やかに当所と協議を行うこと。  
事故、赤潮、疾病・寄生虫発生などにより役務を中止せざるを得ない場合は、担当職員へ報告し、了承を得た上でマダイの納品も中止とする。なお、廃棄に要する経費については請負者が負担すること。
  - 4) 育成生け簀設置箇所  
マダイまたはブリ類の出荷用魚を育成した実績がある箇所もしくはその近隣とすること。
  - 5) 水温の測定  
温度記録ロガー等を設置して水温変化を記録すること。
  - 6) 溶存酸素量の測定  
溶存酸素量を3日に一度以上測定して記録すること。
  - 7) 育成魚の測定  
おおむね4週間に一度、生け簀から10尾以上を無作為に取り上げ、体重を測定すること。

また、斃死魚の有無を目視で1回／日以上確認し、斃死魚が出現した場合には取り上げ、日時と個体数を記録すること。

8) 育成環境の整備

生け簀の海藻等の繁茂による目詰まりに十分に配慮し、成長速度が最大になるように努めること。

6. 成果品  
提出

1) 育成したマダイを水揚げ、活け締め（脱血後に水氷に浸ける）後に箱詰めし、担当職員が行う検査に合格すること。

検査後、当所が指定する冷凍食品加工業者が発送を行うので水揚げから箱詰めまでの経費については請負者が負担すること。

2) 本業務実施中（開始直後、開始1ヶ月後、終了直前）の育成状況を示す写真、給餌量、水温及び溶存酸素量、育成魚の測定記録を当所に提出すること。

なお、送付にかかる経費は請負者が負担すること。

・測定結果のデータファイルを保存した電子媒体（CD-R等）1部

7. その他

1) マダイは食品になるため、衛生面において十分に配慮すること。

2) 本業務の実施に必要な設備、温度記録ロガー、溶存酸素計、電力等は、請負者が準備または負担すること。

3) 検査に合格した後の箱詰めしたマダイは、当所又は当所が指定する冷凍食品加工業者が、当日中に発送するため、それまでの間、無償にて冷蔵保管すること。

4) 成果品提出の際は必ずファイルのコンピューターウイルスチェックを行うこと。

5) 詳細については担当職員の指示に従うこと。